

# 米子市洪水ハザードマップ作成更新業務委託 仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条 (適用)

本特記仕様書は、米子市（以下「甲」という。）が発注する「米子市洪水ハザードマップ作成更新業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の履行に当って受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づくほか以下の要領を参考に作業を行うものとする。

- 1) 災害対策基本法
- 2) 水防法
- 3) 河川法
- 4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- 5) 水害ハザードマップの手引き（平成28年4月 国土交通省水管理・国土保全局）
- 6) 洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）
- 7) 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）（平成17年 国土交通省）
- 8) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルガイドライン（平成27年8月 内閣府）
- 9) 新たなステージに対応した防災・減災のあり方（平成27年1月 国土交通省）
- 10) まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（平成18年 国土交通省河川局）
- 11) 中小河川浸水想定区域図作成の手引き（第2版）
- 12) 設計業務共通仕様書（鳥取県制定）
- 13) 官民データ活用推進基本法（平成28年12月 内閣府）
- 14) 米子市財務規則
- 15) 米子市地域防災計画
- 16) その他関係法令

### 第2条 (目的)

本業務は、国土交通省及び鳥取県が公表した新たな河川の氾濫解析結果（想定最大規模降雨）に基づき、平成22年3月に作成した「米子市・日吉津村洪水ハザードマップ」について、河川氾濫等の浸水情報と土砂災害危険箇所、避難場所等に係る情報を住民にわかりやすく提供し、平常時から広く市民の防災意識の向上を図るとともに、災害時の減災対策としての活用を図るためにハザードマップの更新を目的とする。

また、国土交通省及び鳥取県が公開する「家屋倒壊等氾濫想定区域」についての情報も含め、住民等の避難がより適切に行えるよう、住民目線に立ち、様々な表現手法等の検討を行うものとする。

### 第3条（守秘義務）

本業務における成果は、全て「甲」に帰属するものであり、「甲」の承認を受けずに複製することや、関係機関または第三者に公表・貸与してはならない。

### 第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日より平成30年11月30日までとする。

### 第5条（履行範囲）

本業務は、米子市行政区域を対象として、各防災情報（水害、土砂災害）を整理すること。

洪水に関する浸水情報については、以下の対象河川の浸水想定区域を対象とする。

日野川水系日野川・法勝寺川・小松谷川、斐伊川水系中海・加茂川・旧加茂川

佐陀川水系佐陀川・精進川、宇田川水系宇田川

### 第6条（業務計画書）

「乙」は、本業務を実施するにあたり、次の書類を「甲」に提出し、承認を得るものとする。

- 1) 業務計画書
- 2) 業務着手届
- 3) 管理技術者届（業務経歴を添付）
- 4) 業務工程表
- 5) 貸与データ及び資料に関する誓約書
- 6) その他「甲」が必要と認める資料

### 第7条（管理技術者等の選任）

「乙」は、防災事業に精通した実務経験豊かな管理技術者を選任するものとする。また、管理技術者は、過去5年間に於いて、都道府県市区町村の水害、土砂災害の作成業務の実績を有し、技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）、RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）のいずれかの資格を有する技術者を配置するものとする。

### 第8条（担当技術者の選任）

「乙」は、本業務における担当技術者を定め、「甲」に通知するものとする。また、担当技術者は、適切な人数とし、本仕様書に基づいて適切に業務を実施しなければならない。

### 第9条（報告の義務）

「乙」は、常に「甲」と密接な連絡を取り、業務の進捗状況を報告するものとする。

## 第10条（貸与資料）

「甲」は、本業務に必要と認められる資料を「乙」に貸与できるものとし、貸与された資料は責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに「甲」に返却するとともに、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

## 第11条（打ち合わせ協議）

本業務の実施にあたって担当技術者と担当職員は十分な連絡をとり、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。また、承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

## 第12条（成果品の瑕疵）

「乙」は、納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は「甲」の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は「乙」が負担するものとする。

## 第13条（検査）

業務完了後検査を受け、必要ある場合速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

## 第14条（疑義）

本業務の実施にあたり、本特記仕様書に明記なき事項について疑義を生じた場合は、甲と乙が協議し、乙は甲の指示に従うものとする。

## 第15条（その他）

本業務を行う上での留意事項

- 1) 本業務で作成される成果物の所有権（他で著作権及び所有権が設定されているものを除く。）については、全て本市に帰属するものとする。また、業務の履行にあたり、第三者の著作権に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。
- 2) 受託者は、本業務を実施するにあたり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令等に従い実施するものとする。
- 3) 本仕様書に記載の無い事項及び業務履行中に疑義が生じた場合は、本市及び受託者双方協議の上で定めるものとする。ただし、業務の性質及び社会通念上、当然に受託者が実施すべきものと認められる事項については、協議によることなく受託者の責において実施するものとする。

## 第2章 業務内容

### 第16条 (業務概要)

本業務の概要は次のとおりとする。

- 1) 計画準備
- 2) 資料収集・整理
- 3) 水害特性・社会特性の把握
- 4) 区域設定
- 5) 避難情報の整理
- 6) 災害時要配慮者施設の整理
- 7) 大規模工場の整理
- 8) 災害情報の整理
- 9) 記載事項の整理
- 10) ハザードマップ原案作成
- 11) 地図データの作成
- 12) 住民説明会資料作成
- 13) 打合せ協議
- 14) 報告書作成 (電子成果品作成含む)

### 第17条 (貸与資料)

本業務において「甲」から貸与される資料等について、「乙」は必ず借用書を提出し、破損・紛失等のないよう慎重に取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

### 第18条 (計画準備)

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、作業実施計画書を作成・立案するものとする。

### 第19条 (資料収集・整理)

洪水ハザードマップ作成にあたり、必要と考えられる次のような資料を収集整理するものとする。

- 1) 米子市地域防災計画書 (市)
- 2) 米子市都市計画詳細図 (DM レベル2, 500, GISデータ等) (市)
- 3) 米子市地形図 (DM レベル10, 000) (市)
- 4) 浸水想定区域図 (国及び県)
- 5) 土砂災害警戒区域図 (土石流・急傾斜地・地すべり) (県)
- 6) 避難所及び防災関連施設等に関する資料 (市)

- 7) 災害時要配慮者施設情報（位置、名称）（市）
- 8) 地区界、学区区界に関する資料（市）
- 10) その他本業務に必要な資料

## 第20条（水害特性・社会特性の把握）

浸水想定区域図（想定最大規模降雨）、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫危険区域図等と既往のハザードマップの記載内容の差異等を把握し、地域の水害特性や社会特性を反映したわかりやすいハザードマップとなるよう表示方針等を検討するものとする。

## 第21条（区域の設定）

洪水氾濫によって生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域を把握し、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として設定するものとする。

## 第22条（避難情報の整理）

水害時に適切な避難を実施するための基礎資料として、浸水が予測される区域について、以下に示す避難情報を整理するものとする。

避難情報を整理するにあたっては、本業務にて収集した各種防災情報のGISデータとして整理し、整理した結果をもとに、適切な避難場所の検討を行うとともに、避難に関する課題や対応方針の検討を行うものとする。

- 1) 要避難地区の整理
- 2) 要避難人口の調査・整理
- 3) 避難時の危険個所の整理
- 4) 災害時要配慮者施設の状況把握
- 5) 避難圏域の確認

## 第23条（災害時要配慮者施設の整理）

水害発生時に身体障害者や高齢者等が逃げ遅れることなく適切に避難ができるよう、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある災害時要配慮者施設の状況を把握し、浸水深、階層、構造、施設利用者数等を把握する。この結果は、「災害時要配慮者施設一覧表」にとりまとめる。

## 第24条（大規模工場の整理）

浸水想定区域内にある大規模工場（用途が工場、事業所又は倉庫、延べ面積1万平方メートル以上）の状況を把握し、浸水深、階層、構造等を把握する。この結果は、「大規模工場一覧表」にとりまとめる。

## 第25条（災害情報の整理）

対象河川における浸水想定区域図及び鳥取県が公開する土砂災害警戒区域等、各種災害情報について、洪水ハザードマップに表示する浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を統合型GISデータとして整理するものとする。

## 第26条（記載事項の整理）

関係法令や手引き等に準拠し、各情報の重要性、地域特性、マップサイズ等を考慮し、記載内容やレイアウト構成について検討するものとする。特に、情報・学習面については記載内容について「甲」と調整しながら検討するものとする。

## 第27条（ハザードマップ原案作成）

前条までの検討結果をもとにハザードマップ原案を作成するものとする。

また、ハザードマップに記載する避難所の表示は、JIS化された防災に関するピクトグラム（図記号）を用いるものとし、その他凡例についても、JIS化された図記号とのデザインの整合を図る図記号を提案すること。

## 第28条（地図データの作成）

米子市の統合型GISに掲載するデータとして、以下のデータを作成のうえシステムに搭載するものとする。

- 1) 指定緊急避難場所
- 2) 指定避難所
- 3) 土砂災害警戒区域
- 4) 浸水想定区域
- 5) その他

## 第29条（住民説明会資料作成）

洪水ハザードマップの更新内容について、地域住民へ説明するために以下の資料を作成するものとする。

- 1) 洪水ハザードマップ作成の背景について
- 2) 既存洪水ハザードマップとの違いについて
- 3) 水害発生事例の紹介及び対策について
- 4) 洪水ハザードマップの説明
- 5) その他

## 第30条（打合せ協議）

打合せ協議は、原則として業務着手時、中間時1回、完了時の計3回とするが、「甲」が必要と認められた場合は別途行うものとする。

### 第31条（報告書作成）

本業務で収集した資料や作成した洪水ハザードマップの作成経緯等について、わかりやすく、かつ出典の根拠を明確に記載した報告書としてとりまとめるものとする。

## 第3章 成果品

### 第32条（成果品）

報告書（A4）は2部作成し、業務完了後に提出するものとする。  
提出すべき成果品の内容は、以下のとおりである。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| 1) 業務報告書（A4チューブファイル）     | 2部 |
| 2) 業務関連電子データ（CD-R）       | 1式 |
| ①洪水ハザードマップ 印刷用データ        |    |
| ②統合型GIS搭載データ             |    |
| 3) 災害時要配慮者施設一覧表          | 2部 |
| 4) 大規模工場一覧表              | 2部 |
| 5) その他、「甲」「乙」協議により決定したもの | 1式 |

なお、納品する電子データについては、事前にウイルスチェックを実施し提出するものとする。